

長浜市入札心得

平成29年4月1日制定
令和5年1月1日最終改正

(趣旨)

第1条 長浜市が発注する工事又は製造の請負及び物件の売買その他の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭令第22年政令第16号。以下「令」という。)、長浜市契約規則(平成18年規則第37号)、長浜市入札執行要綱(平成18年告示第10号)、長浜市電子入札実施要綱(平成24年告示第80号)、長浜市郵便入札実施要綱(令和2年長浜市告示第227号)その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。また、随意契約による場合においても、原則としてこの心得を準用する。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(入札等)

第3条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、仕様書、図面、現場説明書、契約書案、入札公告、入札通知等(以下「設計図書等」という。)を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、長浜市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により実施する案件(以下「電子入札案件」という。)においては、電子入札システムにより、又は電子入札案件への書面による入札参加を認められた場合においては持参により、公告又は通知書に示した時刻までに提出しなければならない。また、電子入札案件以外においては、公告又は通知書に示した日時までに郵送又は持参により提出するものとする。

3 入札者は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず書き換え、又は引き換え、若しくは撤回することができない。

4 入札者は、あらかじめ契約担当者から見積内訳書の提出を求められた場合は、入札に際し、内訳書を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者は、次項により入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を、電子入札案件については、電子入札システムによる開札日時の30分前まで(積算疑義の申立ての対象となる入札の場合は、落札決定まで)に申し出るものとする。また、書面による入札については、開札日の前日までに入札辞退届をFAX又は郵送し、若しくは持参して行う。

3 入札の辞退等により指名競争入札の入札参加者が1人となるときは、入札執行を取りやめるものとする。

4 第2項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札

- (3) 入札保証金を必要とする入札で、入札保証金を納めない者又は不足する者のした入札
- (4) 入札書記載の金額、氏名、押印（電子入札案件にあっては、入札者の電子署名又は当該電子署名に係る電子証明書）その他入札要件の記載が確認できない入札
- (5) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (6) 見積内訳書の提出を必要とする入札で、見積内訳書を提出しない者のした入札又は見積内訳書に氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札
(開札)

第8条 開札は、公告又は通知書に示した時刻に行うものとする。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第10条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、又は最低制限価格を設けた場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度入札は2回を限度とする。

2 初度の入札を継続して再度(再々度)の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する者は、再度(再々度)の入札に参加することができない。

- (1) 第7条に規定する無効の入札をした者
- (2) 予定価格を事前に公表している場合に、予定価格を超える入札をした者
- (3) 最低制限価格未満の価格を入札した者
- (4) 再度入札において最低入札価格発表後、当該発表額以上の価格で入札をした者

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、これらの者の入札書に記載された3桁以内の数字を基に計算した結果により落札者を決定する。ただし、電子入札案件にあっては、電子入札システムによりくじ引きを実施し、落札者を決定する。

2 総合評価落札方式の競争入札を実施する場合における前項の規定の適用については、同項中「同価」とあるのは、「同評価値」と読み替えるものとする。

(契約保証金)

第12条 落札者は、契約書を作成する場合にあっては契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合にあっては落札決定後速やかに、それぞれ契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

(契約書の提出)

第13条 落札者は、契約書を作成する場合において、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、又は長浜市契約規則第32条の2第1項に規定する電子契約システムにより電子署名を付与し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者が特別の事由があると認めたときは、この限りではない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 落札者は、契約書の作成を省略する場合において、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書類を契約担当者に提出しなければならない。

(議会の議決を要する契約)

第14条 長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年長浜市

条例第 54 号) の規定に基づき、議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たときに本契約としての効力が生ずるものとする。

2 仮契約の相手方が仮契約期間中に、長浜市入札参加停止基準要綱(平成 24 年告示第 213 号)に規定する措置要件に該当する事実があったときは、当該仮契約を解除することがある。

3 前項の規定により仮契約を解除した場合において、市は一切の責めを負わないものとする。

(異議の申立て)

第 15 条 入札者は、入札後、設計図書等、入札の条件及びこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。